

財政制度等審議会 財政投融资分科会

大学ファンドについて

国立研究開発法人科学技術振興機構

令和3年11月9日

内閣府 文部科学省

大学ファンドの制度設計について

運用の仕組み

■「物価上昇率（1.38%）+ 支出目標率3%以上」の運用を目標

- 運用元本は、政府出資金（資本）と財政融資資金（負債）
（※順次、財投機関債を発行し、大学からの資金拠出の在り方を検討）
- 政府出資金は事業の基礎的財産/リスクバッファの性格
（運用当初の自己資本比率11.1%は、支出目標率3%に対応した最小限の比率）
- 運用益の一部を資本として積み上げ、上記運用目標を確実に達成できる自己資本を形成

■世界標準の長期・国際分散投資の実行

- 長期、国際分散投資を徹底（国内外の成長を確実に取り込み）
 - 投資規律の遵守（リバランスの適切な実行）
- ⇒ 上記運用の実現により、中長期的に、「支援」と「財務健全性」を両立可能

大学支援の仕組み

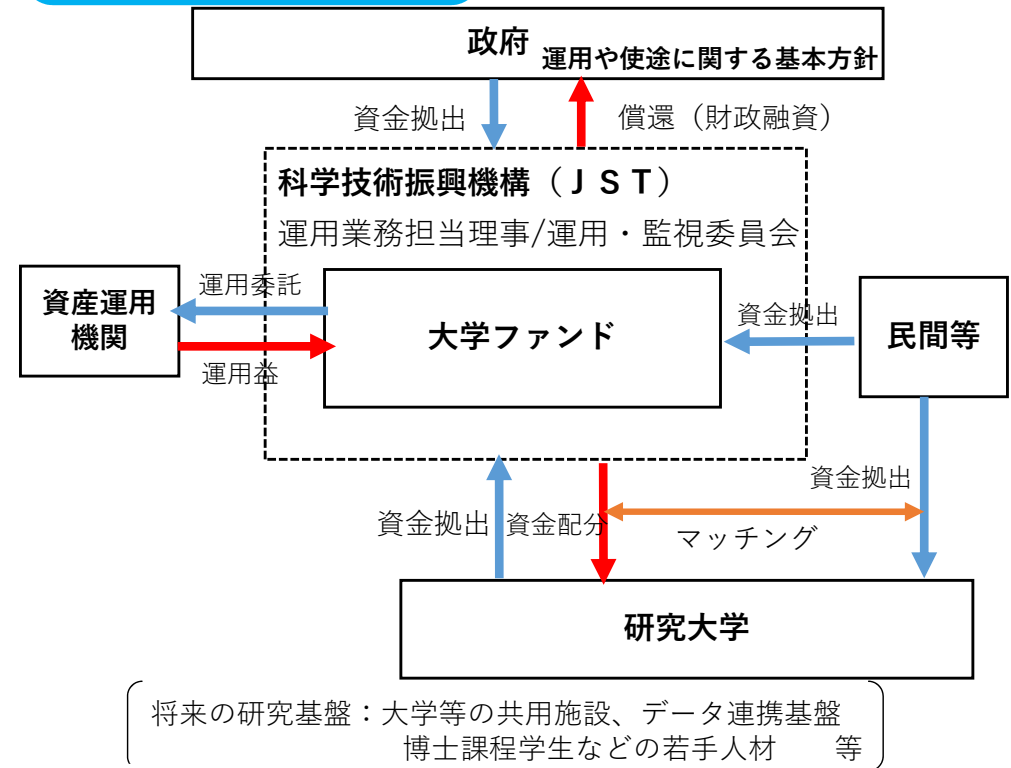
■「事業成長3%」と「大学固有基金の造成・運用」を目指す

- 運用益による支援（事業成長3%実現のため、大学の外部資金獲得額とのマッチング等を導入予定）
- 大学からの資金拠出のあり方は検討中、大学固有基金の造成を促進
- 支援大学の要件等は、専門調査会で議論（支援数は真に限定）

■大学への長期的・安定的支援の実現

- 市場の変動に備えショック時でも安定的な支援のため、運用益を積立支援バッファを構築（当面3,000億円×2年分）
- 毎年度支援額は、運用状況と支援ニーズ等も踏まえ、政府の会議体で決定

スキーム



償還確実性

■リターンを着実に得て、償還期には一定の割合の資本を保持しつつ、元本から確実に償還

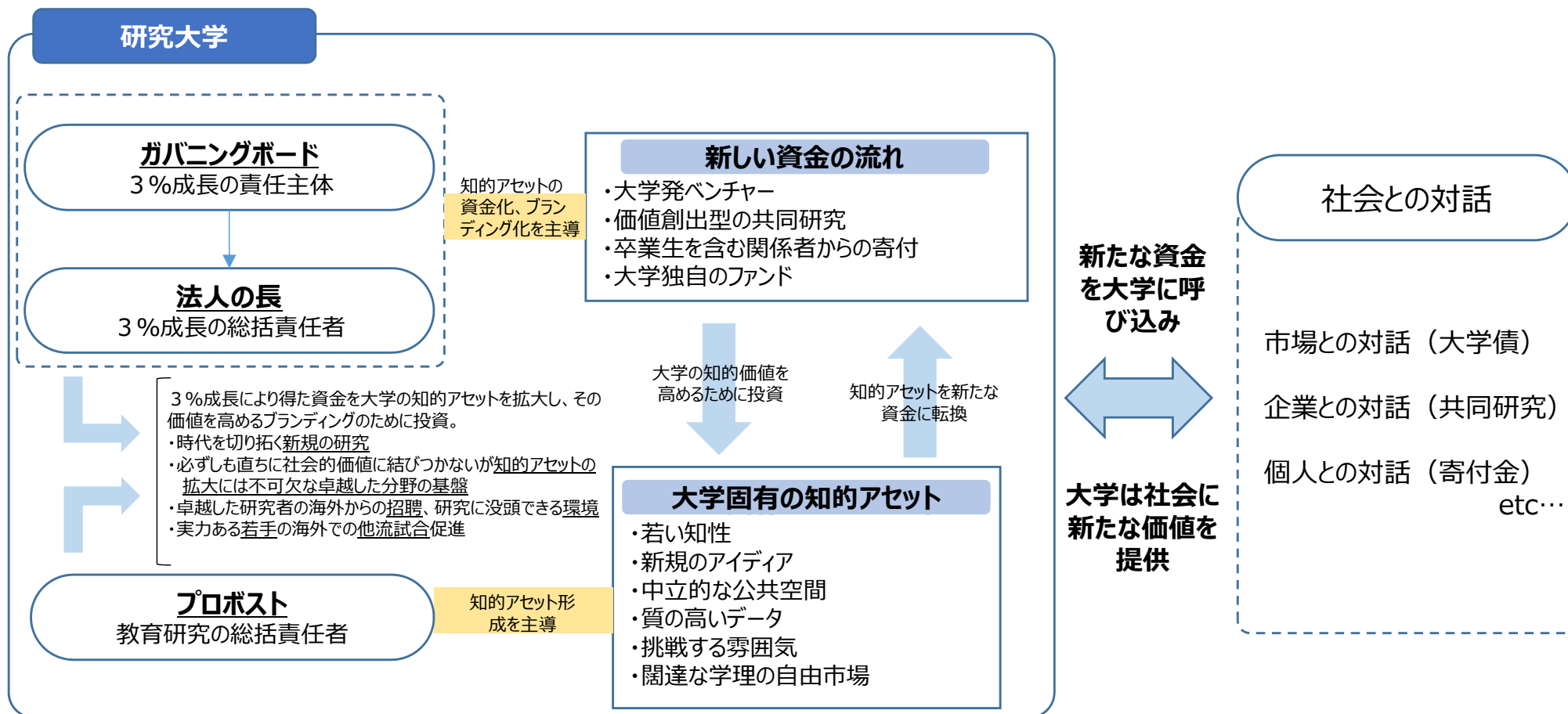
- 長期運用、国際分散投資、投資規律の徹底
- 運用益の一部を内部留保し、中長期的には自己資本のみで大きな市場変動を吸収可能な水準を目指す

■リスク管理・モニタリングに万全を期す

- JSTに、世界標準のリスク管理を行う体制を構築
- 複層的にモニタリングを行い資産評価額が財政融資資金残高を下回った場合や年度初来の総合収益率が -1σ 時には報告
- ネットの実現損失が資本金相当額を超過する状況が継続した場合、事業見直しの判断

新しい資金の流れと研究基盤の形成

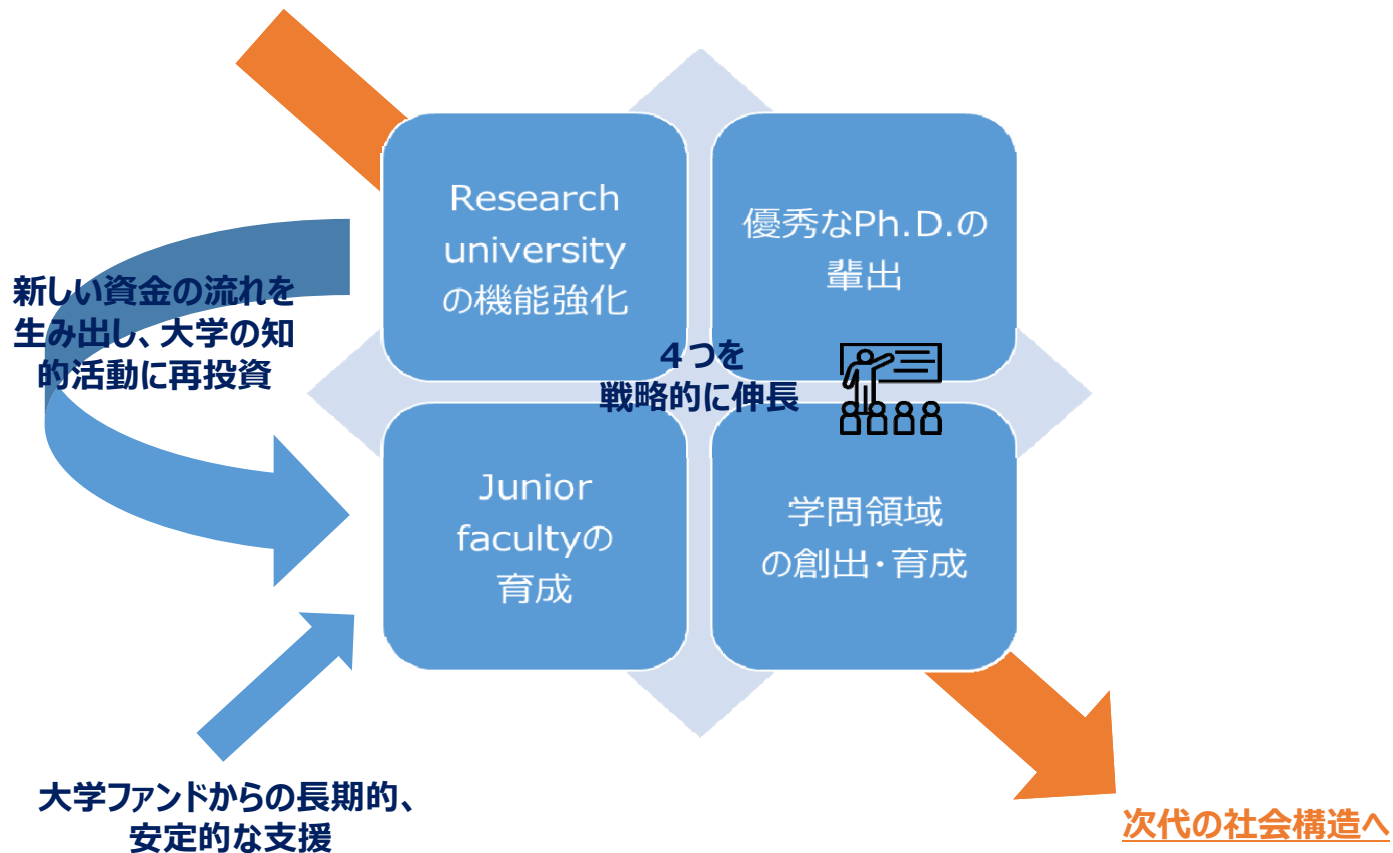
- 欧米の研究大学はこの15年で事業規模を大きく拡大（スタンフォード大学の事業規模は今や東大の3倍）。
- 我が国の研究大学がこれらの大学と伍するためには、**長期的視野に立って大学の事業収入を拡大することが必要**。
- 具体的には大学ファンド支援対象大学は年3%の事業収入の拡大にコミット。
- そのためには、**大学固有の知的アセット**（若い知性、新規のアイデア、中立的な公共空間、質の高いデータ、挑戦する雰囲気、闊達な学理の自由市場）を適切にプライシングし、**大学発ベンチャー、価値創出型の共同研究、卒業生を含む関係者からの寄付、大学独自のファンドの拡充などが確実に行われる仕組み**が必要。
- このように研究大学が高い学術研究水準を活かして現在の産業構造において社会的価値を創出し、**新しい資金の流れを作り**、その中で次代を切り拓く、これまで全く思いもつかなかった**新しいアイデアの研究や若手研究者、博士課程学生などの支援、日は当たらないけれども大学の知的アセットの充実のためには欠かせない分野の基盤の形成**などに投じるという「**両利きの経営**」は大学の公共性にとっても重要。



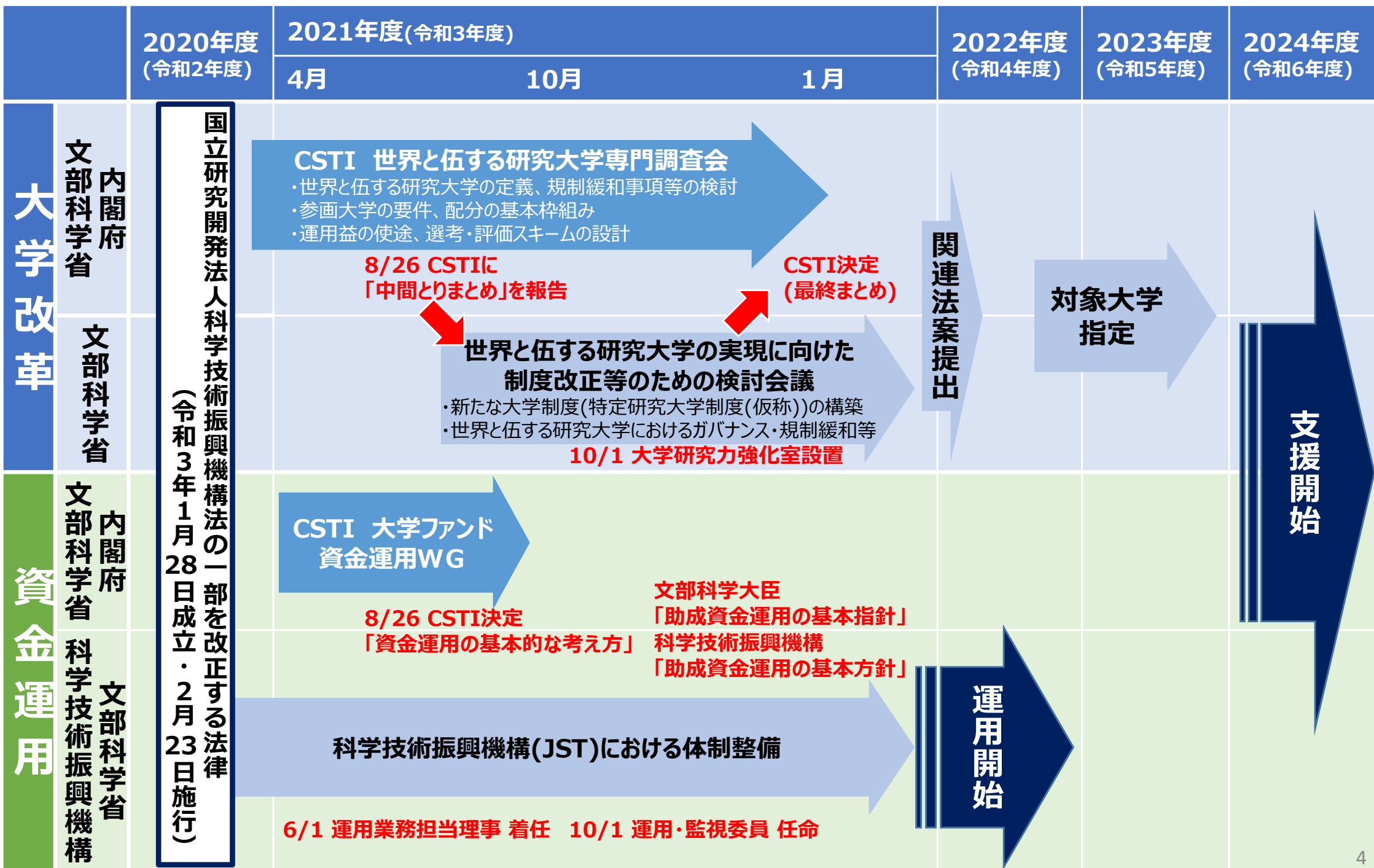
大学ファンドにより実現を目指す大学像

- 世界トップクラスの研究者が集まり活躍できる環境を作るための研究大学としての機能を強化し、優秀な博士人材を輩出するとともに、若手研究者の育成を通して、強い学問領域を創出・育成。
- 国内外の若手研究者が「ここで研究したい」と強く思う魅力的な研究環境を持ち、彼らがやる気に満ち溢れて活躍出来る場を提供する、いわば我が国の大学全体としての研究力向上を牽引する大学となること。
- 社会的価値の創出に繋がることを念頭において、起業家の輩出・育成や、エマージングテクノロジーへの果敢な挑戦を通じた新たな成長分野の創出、さらにはカーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換に向けて大胆なビジョンを描き、社会の多様な主体と常に対話しながら、活動を展開すること。

現在の社会構造から



大学ファンド創設に関するこれまでの進捗と今後のスケジュール



運用・監視委員会 (2021年10月1日任命)

運用・監視委員会 委員5名 (五十音順・敬称略) ※文部科学大臣任命

うすき まさはる

臼杵 政治

名古屋市立大学大学院経済学研究科 教授

さとう ひさえ

佐藤 久恵

学校法人国際基督教大学 理事

ランディス ジマーマン

Landis Zimmerman

前 ハワード・ヒューズ医学研究所 副所長 兼 CIO

なかそ ひろし

中曾 宏

株式会社大和総研 理事長 / 元日銀副総裁

まるやま たくえい

丸山 琢永

PwCあらた有限責任監査法人 執行役常務 パートナー
兼 PwCビジネスアシュアランス合同会社代表執行役COO

(参考) 国立研究開発法人科学技術振興機構法 (抄)

(運用・監視委員会の設置及び権限)

第20条 機構に、寄託金運用業務等の適正な運営を図るため、運用・監視委員会を置く。

2 第1号から第3号までに掲げるもののうち寄託金運用業務等に関する事項及び第4号に掲げるものについては、運用・監視委員会の議を経なければならない。

一 通則法第28条第1項に規定する業務方法書

二 通則法第35条の5第1項に規定する中長期計画

三 通則法第35条の8において準用する通則法第31条第1項に規定する年度計画

四 第29条第1項に規定する基本方針

3 運用・監視委員会は、寄託金運用業務等の実施状況を監視する。

4 運用・監視委員会は、前2項に定めるもののほか、寄託金運用業務等に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

運用・監視委員会	
人数及び構成	5人以内 i 経済、金融に関する学識経験又は実務経験を有する者 ii 資産運用に関する学識経験又は実務経験を有する者 iii 経営管理に関する学識経験又は実務経験を有する者
任期	2年間 (再任可)